



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 122 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 123 " ( " )
- 124 " ( " )
- 125 " ( " )
- 126 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 127 " ( " )
- 128 " ( " )
- 129 " ( " )
- 130 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の  
辞退 (長寿社会推進課)
- 131 救急病院の認定 (医務課)
- 132 " ( " )
- 133 " ( " )
- 134 " ( " )
- 135 " ( " )
- 136 " ( " )
- 137 " ( " )
- 138 " ( " )
- 139 " ( " )
- 140 " ( " )
- 141 救急診療所の認定 ( " )
- 142 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 143 平成20年度道路賠償責任保険契約に係る一般競争入  
札に参加する者に必要な資格等 (道路保全課)

### ○ 公告

- 入札公告 (道路保全課)

## 告 示

### 和歌山県告示第122号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医 31-50	梅本外科整形外科	橋本市隅田町河瀬352	平成 19.12.31

### 和歌山県告示第123号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海医 38-14	かわむら医院	海南市下津町下津785-2	平成 19.12.31

### 和歌山県告示第124号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西歯 21-47	尾崎第二歯科医院	西牟婁郡すさみ町周参見4061	平成 19.12.31

### 和歌山県告示第125号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 2-63	センザキ薬局	田辺市湊1625	平成 20.1.3

### 和歌山県告示第126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医 92-19	梅本診療所	橋本市隅田町河瀬352	平成 20.1.1

和歌山県告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南医103-19	かわむら医院	海南市下津町下津785の2	平成20.1.1

和歌山県告示第128号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西歯48-19	尾崎歯科医院	西牟婁郡すさみ町周参見4061	平成20.1.1

和歌山県告示第129号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田薬46-19	センザキ薬局	田辺市北新町68-8	平成20.1.4

和歌山県告示第130号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人にあっては、申請者の名称)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	法人にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
3012210344	医療法人仁成会	田辺市中万呂133-11	辻薫	辻内科医院	田辺市中万呂133-11	平成20.3.31

和歌山県告示第131号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 医療法人井上病院
- 所在地 和歌山市小人町南ノ丁20番地
- 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第133号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 医療法人裕紫会中谷病院
- 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第132号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 河西田村病院
- 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1番11号
- 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第134号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 月山病院
- 所在地 和歌山市小松原通1丁目3番地
- 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第135号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 寺下病院
- 2 所在地 和歌山市和歌町22番地
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第136号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 中谷医科歯科病院
- 2 所在地 和歌山市屋形町1丁目11番地
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第137号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 堀口整形外科病院
- 2 所在地 和歌山市本町5丁目35
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第138号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市古屋435
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第139号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌山生協病院

- 2 所在地 和歌山市有本143番地の1

- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第140号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通4丁目20番地
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第141号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人青木整形外科
- 2 所在地 和歌山市布引763番地の8
- 3 有効期限 平成23年1月31日

## 和歌山県告示第142号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町田野井字清水1273・1274の1・1275の1・1279の1・1280の4・1281(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第143号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する契約の名称及び契約期間
  - (1) 契約の名称  
平成20年度道路賠償責任保険契約
  - (2) 契約期間  
平成20年4月1日午後4時から1年間
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月12日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
  - (4) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条第5項に規定する損害保険業免許を有する者であること。
  - (5) 和歌山市内に本社、本店又は支社、支店を有する者であること。
  - (6) 直近3か年において、国又は都道府県との道路賠償責任保険の契約実績を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 登記事項証明書(発行後3か月を経過していないものに限る。)
    - エ 定款の写し
    - オ 印鑑証明書(発行後3か月を経過していないものに限る。)
    - カ 誓約書
    - キ 使用印鑑届
    - ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - ケ 賠償責任保険普通保険約款
    - コ 施設所有(管理)者特別約款
  - (2) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す特約書及びこれらの用紙は、平成20年2月12日(火)か

- ら平成20年2月19日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月27日(水)までの間に和歌山県県土整備部道路局道路保全課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成20年2月20日(水)から平成20年2月27日(水)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。  
なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県県土整備部道路局道路保全課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館9階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-3110(直通)  
ファクシミリ番号 073-441-3114
- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、入札参加資格結果通知書を平成20年3月7日(金)までに郵送により送付する。
- 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
  - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
  - (2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。
  - (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
  - (4) 説明については、平成20年3月18日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
  - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度道路賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約年度  
平成20年度

<p>(2) 保険種目 道路賠償責任保険契約</p> <p>(3) 保険内容等 特約書及び入札説明書による。</p> <p>(4) 契約期間 平成20年4月1日午後4時から1年間</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格 平成20年和歌山県告示第143号に規定する平成20年度道路賠償責任保険契約に係る入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館9階 和歌山県県土整備部道路局道路保全課</p> <p>(2) 日時 平成20年2月12日(火)から平成20年2月19日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで</p> <p>4 特約書及び入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年2月27日(水)午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路保全課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 競争入札の場所及び日時等</p> <p>(1) 競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館9階 和歌山県県土整備部会議室</p> <p>イ 入札日時 平成20年3月19日(水)午前11時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出は認めないものとする。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に</p>	<p>当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>8 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) 入札の開札には、和歌山県県土整備部道路局道路保全課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路保全課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>9 契約書の要否 否</p> <p>10 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県県土整備部道路局道路保全課</p> <p>イ 所在地 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号</p>
--	---

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3110 (直通)

ファクシミリ番号 073-441-3114

- (2) この競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この競争入札は、平成20年2月議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。